

R7.9.4 提出分

区 分	議案No.	議 案 名	説明者	担当課
議 案	条 例	66 雲南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について ・人事院規則及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等により、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認の実施や部分休業制度の拡充等、必要な措置を講じるため、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	総務部人事課
		67 雲南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について ・児童福祉法第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、内閣府令で定める基準を基に条例を制定するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	こども政策課
		68 雲南市病院事業等に関する条例の一部を改正する条例について ・病床数の変更に伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	市立病院 総務課
	一 般 事 件	69 公共土木施設災害復旧事業多久和六重線道路施設災害復旧工事請負契約の変更について ・公共土木施設災害復旧事業多久和六重線道路施設災害復旧工事請負契約を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び雲南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	建設工務課
		70 農業用施設災害復旧事業令和6年災第101/74号（道路）災害復旧工事請負契約の変更について ・農業用施設災害復旧事業令和6年災第101/74号（道路）災害復旧工事請負契約を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び雲南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	災害復興チーム
		71 教育施設等解体撤去事業掛合体育館解体工事請負契約の変更について ・教育施設等解体撤去事業掛合体育館解体工事請負契約を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び雲南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	スポーツ文化振興室
		72 和解及び損害賠償の額を定めることについて ・加茂文化ホール大規模改修工事により発生した埋設電気配管及び配線の損害に対し、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び法律上の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。	副市長	スポーツ文化振興室
		73 字の区域の変更について ・字の区域の変更について地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。	副市長	農地整備課
		74 令和6年度雲南市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について ・地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度雲南市水道事業会計決算に伴う利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和6年度雲南市水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	上下水道局長	上下水道局 総務課
		75 令和6年度雲南市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について ・地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度雲南市下水道事業会計決算に伴う利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和6年度雲南市下水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	上下水道局長	上下水道局 総務課

区	分	議案No.	議 案 名	説明者	担当課
	予算	76	令和7年度雲南市一般会計補正予算（第3号） ・補正額 450,000千円 補正後の額 32,149,177千円	歳入は総務部長 歳出は各部長	財政課
		77	令和7年度雲南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） ・補正額 8,871千円 補正後の額 4,117,471千円	市民環境部長	財政課
		78	令和7年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） ・補正額 17,113千円 補正後の額 1,290,113千円	市民環境部長	財政課
		79	令和7年度雲南市下水道事業会計補正予算（第2号） 【収益的収支】 ・下水道事業収益 補正額 9,443千円 補正後の額 2,048,649千円 ・下水道事業費用 補正額 856千円 補正後の額 1,987,404千円	上下水道局長	上下水道局 総務課
		80	令和7年度雲南市病院事業会計補正予算（第2号） 【収益的収支】 ・病院事業収益 補正額 9,681千円 補正後の額 5,295,214千円 ・病院事業費用 補正額 27,856千円 補正後の額 6,000,264千円 【資本的収支】 ・資本的收入 補正額 7,069千円 補正後の額 492,523千円 ・資本的支出 補正額 6,958千円 補正後の額 754,022千円	市立病院 事務部長	市立病院 経営課
	認定	1	令和6年度雲南市一般会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度雲南市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課
		2	令和6年度雲南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度雲南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課
		3	令和6年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課
		4	令和6年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課
		5	令和6年度雲南市財産区特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度雲南市財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課
		6	令和6年度雲南市工業用水道事業会計決算認定について ・地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度雲南市工業用水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	上下水道局長	上下水道局 総務課
		7	令和6年度雲南市病院事業会計決算認定について ・地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度雲南市病院事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	市立病院 事務部長	市立病院 経営課

区	分	議案No.	議 案 名	説明者	担当課
	諮問	3	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長	人権推進室
		4	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長	人権推進室
		5	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長	人権推進室
		6	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長	人権推進室
	報告	15	議会の委任による専決処分の報告について ・和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により委任された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。	建設部長	建設総務課
		16	雲南市土地開発公社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	政策企画部長	政策推進課
		17	雲南都市開発株式会社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	産業観光部長	商工振興課
		18	株式会社キラキラ雲南の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	教育部長	社会教育課
		19	公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	吉田総合センター長	市民サポート課
		20	市有林の信託に係る事務処理状況の報告について ・地方自治法第243条の3第3項の規定により、雲南市有林の信託に係る事務処理状況を議会に報告するものです。	農林振興部長	林業振興課
		21	令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、決算に基づく健全化判断比率を議会に報告するものです。	総務部長	財政課
		22	令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の決算に基づく資金不足比率を議会に報告するものです。	総務部長	財政課